公立高等学校入学者選抜改善の検討に係る懇談会　設置要項

（令和８年４月９日学校教育局学力向上推進課長決定）

（設置）

第１条　　高等学校教育の現状と在り方を踏まえ、公立高等学校入学者選抜について総合的な検討を行い、その改善・充実に資するため、教育庁に公立高等学校入学者選抜改善の検討に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（設置期間）

第２条　　懇談会の設置期間は、令和９年（2027 年）３月 31 日までとする。

（組織）

第３条　　懇談会は、次の構成員をもって組織する。

２　構成員は、次に掲げるもののうちから、教育長が委嘱する。

(1) 小学校の校長

(2) 中学校の校長

(3) 高等学校の校長

(4) 特別支援学校の校長

(5) 市町村教育委員会の委員又は教育長

(6) 父母と先生の会の代表

(7) 学識経験者

３　構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第４条　　構成員に、座長及び副座長を置く。

２　座長及び副座長は、構成員の互選によって定める。

３　座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（懇談会の招集）

第５条　　懇談会は、必要に応じ、学校教育局学力向上推進課長が招集する。

（庶務）

第６条　　懇談会の庶務は、学校教育局学力向上推進課において処理する。

（補則）

第７条　　この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、学校教育局学力向上推進課長が定める。

附　則

この要項は、決定の日から施行する。